

## 令和4年度埼玉県がん教育推進連絡協議会 設置要綱

### (設置)

第1条 学校におけるがん教育の充実を図るため、「がん教育推進連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) がん教育総合支援事業を推進するための支援体制の協議、検討
- (2) がん教育総合支援事業を推進するために係るその他の取組

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。
- 3 協議会に副委員長を置き、委員の中から互選する。

### (運営)

第4条 委員長は、協議会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、令和5年2月28日までとする。

### (会議)

第6条 委員長は、協議会を招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の県及び市町村等、関係機関の職員の出席を要請することができる。

### (事務局)

第7条 協議会は、会務を処理するために、事務局を埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

### (経費)

第8条 協議会の経費は文部科学省から交付される委託経費をもって充てる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

別 表（第3条関係） 委員

学識経験者
医師
がん経験者
薬剤師
疾病対策課副課長
校長
教諭
養護教諭
市町村教育委員会指導主事
保健体育課長